記載要領等	貸付特例適用農地等の（変更）届出書（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

《使用目的》

この（変更）届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第 70 条の４第８項又は第 70 条の６第 10 項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合に、①その全部の賃借権等を消滅させたことにより引き続き納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②賃借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用してください。

《記載要領等》

１　この（変更）届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、下段の「第 70 条の６第 10 項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、上段の「第 70 条の４第８項」の文字を二重線で抹消（以下、この（変更）届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の借換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の借換特例に係る条文を指します。）してください。

２　この（変更）届出書の本文中、「(平成・令和　年　月　日届出分)」欄には、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。。

３　この（変更）届出書の本文中、イからハについては、該当する届出の□にレ印を記入し、不要の文字を二重線で抹消してください。

なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。

「イ」…　貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日（又は貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した日のいずれか早い日）から２か月を経過する日

「ロ」…　貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から２か月以内

「ハ」…　貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から２か月以内

４　「貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地等の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が借受者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況（現況）及び借受者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。

５　「賃借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について賃借権等を解約した年月日を記載してください。